

安全データシート

アグレプト水和剤

作成日:2015年 7月 1日

改訂日:2016年 11月 11日

1. 化学物質等及び会社情報

製品名: アグレプト水和剤
会社名: Meiji Seika ファルマ株式会社
住所: 〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号
電話番号: 03-3273-0177
FAX番号: 03-3271-1460
緊急時の電話番号: 公益財団法人 日本中毒情報センター
 中毒110番(事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る)
 <一般市民専用無料電話>
 大阪中毒110番(365日 24時間対応)
 072-727-2499(情報提供料:無料)
 つくば中毒110番(365日 9時~21時対応)
 029-852-9999(情報提供料:無料)
 <医療機関専用有料電話>
 大阪中毒110番(365日 24時間対応)
 072-726-9923(1件につき2,000円)
 つくば中毒110番(365日 9時~21時対応)
 029-851-9999(1件につき2,000円)
 医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、情報料1件につき2,000円を徴収します。
推奨用途及び使用上の制限: 農薬(殺菌剤) 農薬登録範囲外の使用は不可。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	皮膚感作性	区分1B
	皮膚腐食性/刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分2B
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

警告

危険有害性情報:

眼刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。

水生生物に非常に強い毒性。

<p>注意書き:</p>	<p>【安全対策】 粉じん/ミスト/蒸気の吸入を避けること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 環境への放出を避けること。</p> <p>【応急処置】 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 皮膚に付着した場合: 多量の水と石けんで洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 漏出物を回収すること。</p> <p>【廃棄】 内容物や容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産廃棄物処理業者に委託すること。</p>																	
<p>3. 組成、成分情報</p> <p>単一性品・混合物の区別: 混合物 一般名: アグレプト水和剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">化学名又は一般名</th> <th rowspan="2">濃度又は濃度範囲</th> <th colspan="2">官報公示整理番号</th> <th rowspan="2">CAS 番号</th> </tr> <tr> <th>化審法</th> <th>安衛法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストレプトマイシン硫酸塩</td> <td>25.0%</td> <td></td> <td>—</td> <td>3810-74-0</td> </tr> <tr> <td>湿展剤等</td> <td>75.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>分類に寄与する不純物及び安定化添加物 : 情報なし</p>		化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS 番号	化審法	安衛法	ストレプトマイシン硫酸塩	25.0%		—	3810-74-0	湿展剤等	75.0%	—	—	—
化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲			官報公示整理番号			CAS 番号											
		化審法	安衛法															
ストレプトマイシン硫酸塩	25.0%		—	3810-74-0														
湿展剤等	75.0%	—	—	—														
<p>4. 応急措置</p> <p>吸入した場合: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、保温する。必要場合は医師の手当て、診断を受ける。</p> <p>皮膚に付着した場合: 速やかに多量の水及び石けんで洗い流す。必要場合は医師の診断/手当てを受ける。</p> <p>目に入った場合: 直ちに清浄な水で眼を数分間注意深く洗い、医師の診断/手当てを受ける。</p> <p>飲み込んだ場合: 直ちに医師の手当、診断を受ける。口をすすぐこと。</p>																		
<p>5. 火災時の措置</p> <p>消火剤: 水、粉末、二酸化炭素、等通常の消化剤。</p> <p>使ってはならない消火剤: 情報なし。</p> <p>特有の消火方法: 消火作業は風上から行う。 火元への燃焼源を断ち消火剤を使用して消火する。 周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却し、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移動する。 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。</p> <p>消火を行う者の保護: 適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>																		
<p>6. 漏出時の措置</p> <p>人体に対する注意事項: 呼吸用保護具及び通常の保護具を着用して作業を行う。</p> <p>保護具及び緊急時措置: 作業者は適切な保護具(「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、飛沫、粉じん、ミストなどによる眼、皮膚への接触や吸入をさける。</p> <p>環境に対する注意事項: 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p> <p>回収・中和並びに封じ込め及び浄化方法・機材 多量に漏出させた場合は、容器に回収するか土砂等に吸着させ容器に</p>																		

回収して適切に処理する。漏出したあとは多量の水で洗い流す。	
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	
技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
注意事項	容器を転倒、落下させ、衝撃を加える等の粗暴な取扱いをしない。 全体換気の設備がある場所で取扱う。
安全取扱い注意事項:	取扱う前には必ずラベルをよく読むこと。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 取扱い中に身体に異常を感じた場合には、直ちに医師の手当を受けること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 取り扱い後は手足・顔などを石けんでよく洗い、洗眼、うがいをするとともに 取扱い時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯すること。 本剤は皮膚に付着するとカブレを生ずることがあるので、万一付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
保管	
技術的対策:	特に技術的対策は必要としない。
保管条件:	密栓し直射日光をさけ、食品と区別しなるべく低温で乾燥した場所に保管すること。
混触危険物質:	「10. 安定性及び反応性」を参照。
容器包装材料:	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。
8. ばく露防止及び保護措置	
設備対策:	取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具:	防護マスク。
手の保護具:	不浸透性手袋。
眼の保護具:	側板付き眼鏡またはゴーグル型保護眼鏡。
皮膚及び身体の保護具:	長袖の作業衣・長靴。
9. 物理的及び化学的性質	
物理的状態、形状、色など:	類白色水和性粉末
10. 安定性及び反応性	
安定性:	熱・光に対して安定。
危険有害反応可能性:	特になし。
避けるべき条件:	通常の使用方法ではその該当がない。
混触危険物質:	特に留意する必要はない。
危険有害な分解生成物:	特に留意する必要はない。
11. 有害性情報	
急性毒性:	経口 ラット ♂ ♀ > 5000 mg/kg 経皮 ラット ♂ ♀ > 2000 mg/kg [区分外]
皮膚刺激性	ウサギ 陰性
眼に対する重篤な損傷/刺激性	ウサギ 刺激性あり、洗眼により軽減
皮膚感作性:	モルモット 弱い感作性

12. 環境影響情報			
生態毒性:			
魚	コイ	LC50	>1000 mg/L(96hr)
甲殻類	オオミジンコ	EC50	18.8 mg/L(48hr)
藻類	藻類	ErC50	0.881 mg/L(72hr)
13. 廃棄上の注意			
残余廃棄物:	都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。		
汚染容器及び包装:	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。		
14. 輸送上の注意			
国際規制			
国連分類	該当しない		
国連番号	該当しない		
海洋汚染物質	該当しない		
緊急時応急措置指針番号	171		
国内規制			
輸送の特定の安全対策及び条件	輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。		
15. 適用法令			
農薬取締法:	登録番号 第5655号		
16. その他情報			
引用文献:	自社データ		
<p>記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには注意して下さい。</p> <p>なお、注意事項等については通常の取り扱いを対象にしたものですので、特別な取り扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。</p>			